

議事日程(第5号)

令和7年3月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第6号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 報告第7号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算(第10号)」
- 日程第9 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について
- 日程第15 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について

- 日程第22 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第29 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第31 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について
- 日程第32 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第33 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第34 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第35 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について
- 日程第36 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第37 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第38 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第39 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第40 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について
- 日程第41 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第42 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第43 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第44 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第45 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第46 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第47 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第48 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協

### 議について

- 日程第49 議案第52号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第50 議案第53号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第51 議案第54号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第52 議案第55号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第53 議案第56号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第54 議案第57号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第55 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第56 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第57 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第58 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第59 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第60 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第6号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第7 報告第7号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第10号）」
- 日程第9 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第13号 湯平辺地及び七蔵司辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第11 議案第14号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 由布市学校給食費の管理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 由布市川西児童体育館条例の廃止について

- 日程第15 議案第18号 由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第22号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 由布市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第22 議案第25号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第26号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第24 議案第27号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第28号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第26 議案第29号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第27 議案第30号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第31号 由布市挾間健康文化センター条例の一部改正について
- 日程第29 議案第32号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第33号 市道路線（下市見取2号線）の認定について
- 日程第31 議案第34号 市道路線（鶴田ツル3号線）の認定について
- 日程第32 議案第35号 市道路線（上市立烏帽子線）の認定について
- 日程第33 議案第36号 市道路線（北方宮田3号線）の認定について
- 日程第34 議案第37号 市道路線（赤野北口原線）の認定について
- 日程第35 議案第38号 市道路線（赤野東原線）の認定について
- 日程第36 議案第39号 市道路線（向原屋敷線）の認定について
- 日程第37 議案第40号 市道路線（上市城畑2号線）の認定について
- 日程第38 議案第41号 市道路線（上市城畑3号線）の認定について
- 日程第39 議案第42号 市道路線（下市上大六6号線）の認定について
- 日程第40 議案第43号 市道路線（下市下大六6号線）の認定について

- 日程第41 議案第44号 市道路線（下市見取3号線）の認定について
- 日程第42 議案第45号 市道路線（下市下嶋線）の認定について
- 日程第43 議案第46号 市道路線（古野本村南4号線）の認定について
- 日程第44 議案第47号 市道路線（古野北屋敷ツル線）の認定について
- 日程第45 議案第48号 市道路線（赤野南口原線）の認定について
- 日程第46 議案第49号 市道路線（湯平地区ふれあい公園線）の認定について
- 日程第47 議案第50号 日出町の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第48 議案第51号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 日程第49 議案第52号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第50 議案第53号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第51 議案第54号 令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第52 議案第55号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第53 議案第56号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第54 議案第57号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第55 議案第58号 令和7年度由布市一般会計予算
- 日程第56 議案第59号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第57 議案第60号 令和7年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第58 議案第61号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第59 議案第62号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算
- 日程第60 議案第63号 令和7年度由布市水道事業会計予算

---

出席議員（18名）

1番 首藤 善友君	2番 志賀 輝和君
3番 高田 龍也君	4番 坂本 光広君
5番 吉村 益則君	6番 田中 廣幸君
7番 加藤 裕三君	8番 平松惠美男君
9番 太田洋一郎君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 長谷川建策君
13番 佐藤 郁夫君	14番 淵野けさ子君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君

17番 佐藤 孝昭君

18番 甲斐 裕一君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君

書記 中島 進君

書記 生野 洋平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			古長 誠之君
財政課長	大久保 暁君		
総合政策課長兼地方創生推進室長			一法師良市君
財源改革推進課長	佐藤 雄三君	税務課長	竹下 美佳君
会計管理者	二宮 啓幸君	建設課長	衛藤 武君
都市景観推進課長心得	伊藤 学君	農政課長	新田 祐介君
農林整備課長	一野 英実君	水道課長	砂田 剛士君
商工観光課長	大塚 守君	環境課長	渡辺 隆司君
福祉事務所長兼福祉課長			後藤 昌代君
高齢者支援課長	田代 由理君		
挾間振興局長兼地域振興課長			井原 和裕君
挾間地域整備課長	一尾 元博君		
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長			米津 康広君
湯布院地域整備課長	矢野 克則君		
教育次長兼教育総務課長			安部 正徳君
学校教育課長	麻生 久君	スポーツ振興課長	坂本 猛芳君
消防長	大嶋 陽一君		

---

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。議員及び執行部各位には、本日もよろしくお願い申し上げます。

初めに確認しておきますが、当初予算質疑に関わる発言通告書の提出は、明日6日の正午までですので、予定されている方は厳守をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

これより各議案等の質疑を行います。

発言につきましては、日程に従い、議題ごとに提出された通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申合せ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に付託される事項については、所属委員会をお願いします。

---

### 日程第1. 報告第1号

### 日程第2. 報告第2号

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、報告第1号、専決処分の報告について、及び日程第2、報告第2号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 皆さん、おはようございます。報告第1号と第2号、同じような感じだと思いますけれども、市道の陥没による車両の破損というのは、なかなかなくなりません。対応方法とかを検討しなおしたほうがいいんじゃないかなと思います。例えば通勤経路を、Aという道を通ってくるのであれば、Bの道を通ってくれば、道を見たりとか、そういうのはできるかなと思いますけど、そのへんのところについてお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院地域整備課長。

○湯布院地域整備課長（矢野 克則君） 湯布院地域整備課長です。お答えいたします。

報告第1号の事故につきましては、昨年の第1回定例会で市道管理について御指摘を受けた後、すぐに発生しており、大変申し訳なく思っております。

報告第2号の事故につきましては、今年度は市道での事故ゼロを目指しまして、道路管理を進めてまいりましたが、11月に事故が発生いたしました。この事故発生場所は、法定外公共施設の里道ではございますが、事故が防げなかったことは大変申し訳なく思っております。

事故防止は地道な道路パトロールしかないと考えています。日頃から舗装の痛みが進んでいる

箇所や、交通量の多い箇所を中心に現場を行き来する際に、職員が確認を行っております。引き続き、職員全員で事故のないよう、道路巡視を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） いろんな方法があると思うんですけどね、この前郵便局に行っただけですよ。郵便局の荷物をもらうところありますよね。あそこに行ったら地図があつて、このところは危険箇所だとか、注意をなさいと、配達する人に注意を促すようなものがあつたり、できればそういうところを整備課のほうで、A地区とかB地区とか持っていたら、この辺はもしかすると壊れやすいところとか、壊れやすいところ、結構頻繁にありますからね。そういうのをつけとくといいんじゃないかなと思うんですけど、そういうのはどうですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院地域整備課長。

○湯布院地域整備課長（矢野 克則君） 湯布院地域整備課長です。お答えいたします。

舗装に関してですが、令和5年度に舗装点検を行っております。この舗装点検に基づきまして、公共施設等適正管理推進事業という予算を令和6年度から頂きまして、本年度は6路線、約1,900メートル、舗装補修工事を行っております。このほかに道路維持補修工事で、舗装補修箇所が多い場所、事故の発生しやすい場所につきましては、道路維持費で舗装補修を行いまして、今年度、合わせまして約2,600メートルほど舗装工事を行っております。

大体、事故が発生している箇所につきましては、おおむね舗装補修工事が終わりました。この舗装補修計画につきましては、次年度以降、7年度、8年度であと5路線計画しておりますので、事故が発生しないように維持補修も進めてまいりたいと考えております。以上です。

---

### 日程第3. 報告第3号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、報告第3号、専決処分の報告については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

### 日程第4. 報告第4号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、報告第4号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 報告第4号についてなんですが、はみ出しているこの木なんですけど、はみ出した樹木の持ち主は誰ですか。土地の持ち主に責任はないのでしょうかということですが、これ持ち主を特定をしたいというわけではなくて、結局なつたときにそこら辺の責任はやっぱり市が全部持って、持ち主は関係ないんでしょうかという意味でございます。お願いしま

す。

○議長（甲斐 裕一君） 挾間地域整備課長。

○挾間地域整備課長（一尾 元博君） 挾間地域整備課長です。お答えをいたします。

今回の事故につきましては、この枝木が個人のものであるか分からない状況でございますが、市が道路管理者として道路の安全を確保する義務がございますので、市が賠償を行ったものとなります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） 実際のところも地方というか、山の中のほうの道についてはかなり木が出ております。これに対してやっぱり切っていいのかどうかというと、そういうふうになると地主の許可を得なきゃいけないみたいな話になっている。ということは、そういうときも、もし何か、例えばよくうちも会社として受けることがあるんですけど、あそこが木が出ているから切ってくれみたいなことを言われる。ところがじゃあ切っていいのかとしたら、ちょっと地主の許可をもらいますわみたいな、そういうところがあるので、やはり市が管理する道路上にあるのであれば、切っていいよというのほどこかで決めたほうがいいんじゃないかというふうな。

すごくこれを見て、こうなったときは市が責任を持ちますよと。じゃあ出てきた木は切っていいのかというと、持ち主の意見を聞かなきゃいけないよと、そこら辺どうなのかな。特に今、ほかのNTTとか九電になったら、電線に折れて寄りかかったら切ってくれるんですけど、予防のために切ってくれるんですかと言ったら、それは持ち主が切ってくださいという、持ち主のあれで切ってくださいみたいなことを言われるような状況でございます。そういった意味では、どちらかというか市道に係る木においてはどこから切っていいよとか、そういう形のものがないかなということで、この質問をさせていただきました。いかがでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 挾間地域整備課長。

○挾間地域整備課長（一尾 元博君） お答えをいたします。

一般的な道路管理の説明になりますが、市道の通行に支障がある枝木等がある場合には、所有者の方を特定し、所有者の方に管理をお願いしているところでございます。

また倒木等、緊急性のある場合は、所有者への承諾を得ることなく伐採する場合がございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（４番 坂本 光広君） ですから、結局、普通車だったら触らない程度でいいよねという形なんですけど、今、各地で大型車が通っている。特に山のほうですと、木を伐採したのを通ったりとかする。そういうのって結構当たります。それに関して、そういう人らは実際のところ当たったなって、いろいろ面倒しいことをしたくないから、そこはゆっくり行ったり、もっと言う

と中央線を走ってしまうんです。真ん中を走って、非常に危ない状況があります。それであれば、そこところは管理者、持ち主の承諾を得ることなく切れるような形の条例など、そういうことはできないのかという形で質問をさせていただいているので、ぜひ検討していただきたいということを出させていただきました。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

竹木の伐採等、境界を越境した枝等については一応民法のほうに定められておまして、一応持ち主の方にやっぱり権利があると。ただ持ち主の方に木を切ってくださいよということは、言えると。

また、どうしても言っても切ってくれない場合、そういうときは、それが原因で事故が起きたときには、所有者の方にも瑕疵が出てきますよという条文があります。また、竹とか木が、所有者が分からないというときは切ってもいいですよ。また切迫する状況があれば切ってもいいですよということが、一応明確に書かれておしますので、これに則って今進めておりますが、その切迫しているというところの判断については、道路パトロール等をまた強化というか、十分いたしまして、できるだけ早く対応できるような形で進めてまいりたいとは思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

日程第5. 報告第5号

日程第6. 報告第6号

日程第7. 報告第7号

日程第8. 承認第1号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第11. 議案第14号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第5、報告第5号、専決処分の報告についてから、日程第11、議案第14号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

日程第12. 議案第15号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第12、議案第15号、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。17番、佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 議案第15号、由布市学校給食費の管理に関する条例の制定についてでございますが、質問事項です。これまでの給食費、それから未納・滞納者の今までの対策としては、どういうふうにお考えなんでしょうか。それから、この条例を制定するにあたっての道筋というか、制定上程に至った経緯を教えてくださいというのと、どのような団体、それから特に市民ですけれども、聞き取りをしてきたのか、お教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、これまでの滞納者対策や対応についてですけれども、給食費の自動引落しができなかった家庭へは事前連絡をして、翌月分も含めた2か月分を引き落とすといった対応をとっております。また、数か月分の滞納者の方々へは督促状を発送しております。振込が確認できない家庭へは、私、学校教育課長と給食センター所長で訪問して請求、徴収をまいりました。

また2点目の、この条例をするにあたりといったことですが、まず給食無償化を既に実施している他市町村さんへの聞き取りを実施してまいりました。由布市の幼稚園、小中学校に通っているお子さんの数や実態、そういったことも含めまして、無償化となる対象者について協議をしていながら、上程を設定してまいりました次第です。

また聞き取りについてですけれども、保護者代表、教育委員、市議会議員代表等の皆様が構成される由布市学校給食センター運営委員会において、この条例案を回ってまいりました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） ありがとうございます。これまでの滞納者の部分については、この条例がもし制定をされた後、無償になったとしても、そのような対応を引き続きこれまでの方にはやっていくという理解でいいのかを1点、聞きたいのと、2点目の部分の制定に当たっての部分につきましては、私もいろんな市民の方に話を聞いたりもする中で、やはり給食費の4,500円から5,000円の給食費を無償になるということはいずれにしても、そういう形ではなくて、違うものに使えなかったのかという市民の方もおられました。

なので全員が全員、もろ手を挙げて賛成をしているわけではないものではあるところで、こういうことに踏み切るといふことに関して、もう少し給食費4,500円から5,000円くらいの給食費がなくなったことによって、結局、子どもさんに直接行くわけではなくて、負担をする家族の方の分がなくなるという形の部分になると思いますので、その辺のところではもう少しいろんな意見があった、仮にですけど、反対の意見とか、そういうのはなかったんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まずこれからの対応策につきましてですが、来年度から公会計化への移行に伴い、由布市の債権となります。由布市が債権者として徴収管理業務を行うということのため、訪問請求対応だけではなく、由布市として法的措置を取るといったことも可能になろうかと考えております。

また2点目のことですが、反対意見といったところは、由布市の学校給食センター運営委員会においてはありませんでした。この給食無償化のことについてですが、由布市においてはいろんな子育て世代への支援策がたくさんあると思いますけれども、その一つというような形で認識し、これまで準備を進めてきた次第でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 未納・滞納者対策につきましては、今後も、しっかり払っている人もおりますから、この部分についてはその形の方々にはそういう対応をしていただきたいと思えますし、それから2点目の分の反対の意見はなかったということですが、反対する人はいないと思うんです。することについて市がするんで、どうぞというような方が多いと思うんです。いいことだと思います。ただ、これも税金投入でございますので、その税金を使うということによって、給食費に関わらない人たちの税金も使うわけですから、そこ辺のところのその部分が浮いた部分、保護者の方については、その部分については課長として最後にどのような使い方をしていただきたいというか、その浮いた4,000円から5,000円が月に浮きますので、そういった部分はこういう形で使っていただきたいなということをちょっと言っていたきたいなというのと、反対の人たちはいない中で進んできているのではなくて、やはりしっかりそういった反対の意見も踏まえた中で、この条例もしっかりやっているというような形を作っていただきたいと思えますので、最後にその部分をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

私個人の見解というような、今、御質問だったと思えますので、そういった部分になろうかと思えますけれども、この4,500円から4,900円、1月分といいますと、限られた予算ではあると思えますけれども、例えばやはり食材が高騰しているといった面からも、家庭の食材費でそういった部分で扱うといったこともありますでしょうし、また学校で勉強する上で文具品とか買った部分についても、かなり値上がりしているといったところもあろうかと思えます。

また今後、部活のことについてもそういった部分でユニフォームを買ったり、道具を買ったり、いろんな意味でやはり子育て世代の方には月にかかる負担費用は、これまで二、三年前と比べるとかなり高くなっていると思えますので、そういった各家庭の実態に応じて、この4,500円から4,900円を使っていたいただきたいという思いが、個人的には持っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） おはようございます。同じ事項です。質問に入ります。まず初めに、財源の内訳が約89%が一般財源からですが、探究的な財源の確保の担保ができているのか、伺います。また、昨今の物価高騰を鑑みて、令和7年度予算、今回の予算なんですが、補正予算を組まずに執行できる予算組みをされているのか。それと市長の施政方針で、子育て支援の充実と述べられておりましたが、この議案は由布市民、日本国民の人口増加を目指した議案なのか、その点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず一般財源の質問についてですけれども、子どもたちの健やかな成長を支えるため、恒久的な予算の確保には努めていきたいと思っております。また先月2月25日に、石破総理から給食無償化について、まずは小学校を念頭に地方の実情等を踏まえた、令和8年度に実現するといったような発表もありました。そして中学校でも、できる限り速やかに始めると述べておりますので、国の動向にも今後は注視してまいりたいというふうに考えております。

また補正予算を組まずに執行できるのかといった部分についてですけれども、まずこの当初予算を算出するにあたって、令和5年11月から令和6年10月の大分市消費者物価指数の食品の平均値を算出し、物価高騰分も鑑みて、来年度の予算を計上してまいりました。補正予算をなるべく組まずに、この予算の範囲内で取り組んでまいりたいとは現状考えているところでございます。

続きまして、2点目の市長施策方針のことについてです。由布市の将来を担う、子どもたちの健やかな成長を支えるための取組というふうに考えております。由布市では様々な子育て世代の支援策に取り組んでおりますが、この給食無償化も実施することで、由布市に住んでいきたいと思ってもらえるような取組に進んでまいりたい、取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 私が思うには、無償化って言ったら、材料も何もかもタダで入ってくるのかなと思ってしまいます。言葉は適切に使わないと皆さんに伝わらないのかなと思いますので、給食の税金化という言葉のほうが正しいのかなと私は思っていますので、そうであれば、それを踏まえた上でいま一度お聞きします。政府のほうが税金化のほうをしていく可能性もあるという話なんですが、由布市としては今回一般財源からの財源、元となる原資は、何を今回充当されているのか。ふるさと納税からの基金のほうからということになれば、そのふるさと納税が毎年そのような金額が入ってくるかはどうなのかという予測は、今から右肩上がりということで予測をされて、原資としているのか、その点もお聞きしたいのと、あと由布市の子育てのところ

なのですが、これ今回、国籍等は載ってないということなのですが、説明資料の中で、条件として例外で生活保護世帯という項目が出ております。生活保護に関しては、国のほうの最高裁判決で外国人の方には適用しないという判決が出ております。それを踏まえた上で、やはり生活保護の文言が出ている以上は、今回この給食税金化に関しては、由布市民、日本国籍を有する者にとり規定範囲を決める考えは、この議案を作るときにあったのかなかったのか、それをお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

ふるさと納税の利用分につきましてはですが、配送業務委託料として3,510万円を未来ふるさと基金から充当しているといったところです。今後のことにつきましては、総合政策課としっかりと協議していきながら、こういった取組が今後も続くといったところをやっていかなければいけないというふうに思っているところです。

また外国籍のお子さん、それからその部分についての御質問ですけれども、この部分を制度設計するに当たって、由布市に住んでいるといった幼稚園、小中学生を対象にというふうに、無償化対象範囲として考えてまいりました。その部分では、外国籍のおさんは対象外にするといったようなことは、私たちの中ではありませんでした。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません。ありがとうございます。そうすると、ふるさと納税の部分を減額していった場合には、その他から原資として補正していくという形となると思うんですが、であれば、この今回給食税金化によって、今資料としては人数が載っているんですが、この恩恵というか、対象になる世帯数は何世帯なのか、では逆にその恩恵を受けられない世帯数は幾つなのか、それを教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。すみません。子どもの数でいきますと、小学生が1,800人や中学生が800人、幼稚園生が約150人程度というのは分かっているんですけども、申し訳ありません。世帯数といったところが今手持ちの資料にないので、今後にもまた御回答を後日差し上げさせていただきたいというふうに思っております。申し訳ありません。

それともう1点が飛んでしまいました。（「対象となる世帯数と対象にならない世帯数をお聞きしたかった」と呼ぶ者あり）対象にならない世帯数については、現状を由布市外から通っているお子さんということになりますので、私たちの調査によると、小学生で10人、中学生で4人の14人ですので、世帯的にはということになります。（「無償化でこれを恩恵を受ける方とこの恩恵を受けずに、恩恵を受けない世帯」と呼ぶ者あり）分かりました。由布市に住んでいなが

ら、市外の小中学校に通う、市内に住んでいれば恩恵を受けないといった方は今のところはないという認識であります。（「お年寄りだけの世帯は、恩恵は受けるんですか」と呼ぶ者あり）子どもがいなくて、そういった世帯がということですね。すみません。その世帯数についても、ちょっと今手持ちでしっかりと調査しているわけではないので、今後調査して、すみません。後日回答させていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

### 日程第13. 議案第16号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第13、議案第16号、由布市議会議員及び由布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 議案16号です。質問に入ります。選挙運動用ポスターの制作単価の上限額は何を基準として、どのように算定しているのか伺います。もう一つ、選挙運動用ポスターの経費等の証拠書類の確認方法はどのようにするのかをお伺いします。お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 事務局長です。お答えいたします。

まず何を基準に、どのような算定をしているのかという部分からお答えをいたします。

まず公職選挙法施行令第110条の4に、国政選挙におけるポスター作成の公営についての作成単価について、示されているものが基準としております。その基準をもってして、由布市独自の単価設定を行い、算定を行っているのが今回でございます。

この内容でございますけれども、当該選挙区におけるポスター掲示場が500以下である場合は541円31銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を、ポスター掲示場の数で除して得た金額と規定されているのが、これは国の企画の数値でございます。それを、由布市のポスター掲示場は174であるということから、この計算式に当てはめると1名当たりの作成単価が2,359円となります。実勢単価とは乖離すると考えられたために、企画費の、先ほど言いました31万6,250円部分ですけれども、この部分を500で除して得た金額に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額11万55円になるんですけれども、として算定した1,174円を上限の単価として設定して、今回お願いをしているところでございます。

続きまして、証拠処理等の確認方法につきましてですけれども、今回提案した条例の下と申しまししょうか、施行規程というのを作成いたします。その流れの中なんですけれども、その公費負担の手続の流れとしては、まず候補者と事業者、要は印刷会社になろうかと思いますが、有償契

約を締結し、候補者から選挙管理委員会に契約書の写しを添付した契約締結の届出と、ポスター作成枚数に係る確認申請を行っていただきます。

その後、選挙管理委員会から候補者宛てに確認書を交付しますので、候補者はポスター作成証明書を作成し、選挙管理委員会から交付された確認書とともに事業者に提出をします。そして契約履行後に、事業者から市長宛てに証明書と確認書を添付した請求書が提出され、事業者に直接支払いが行われるという制度を取っております。以上の手続の中で提出された各種書類及び請求書等で経費等の確認を行うと、これは選挙管理委員会事務局で行うというようなことになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。今回、新年度には、私たち市議会議員と市長の選挙があるんですが、予算書と今回出ている1人当たりの単価を見たときに、割れば大体出馬する人が何人だろうというのが分かるんですけど、今現状、執行部のほうで積算している出馬人数等、正確に言っていただければありがたいんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） お答えをいたします。

今回その単価に対しまして、全ての候補者の方が申請するという過程の下で、市議会議員に関しましては29名、市長選に関しましては4名分を予算で計上しているという状況だと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 最後です。そうすると、広く立候補とか市議会議員をやってほしい方々を、その公費負担で出すということになりますので、今回29人、今現職の方々より11人多く出るという話になるんですけど、魅力ある由布市を発信するためには、立候補者数をもっと増えた場合には、これさらに補正予算を組んで支出するという形になると思うんですけども、そうなれば、これお金のかからないと言っていますけども、結局はその由布市民に対する税金からになりますので、税の負担率が増えるという考え方にはなると思うんですけども、その点、いま一度、今私が言ったことが補正で組んで増えた分に対して人数を増やしていくのかという、あと市長選挙もありますので、市長選挙はちなみに立候補者数は、割れば分かるんですけども、これ4名となったときに足りるのかなと内心思うんです。その点はまた補正でしっかりと税金をまた新たに投入して、公費負担をするという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） お答えいたします。

これは制度上を作っているものでございますので、当然それに基づいて多くの方が申請される

ということであれば、補正予算を組んで対応するということになるかと思えます。ただし、先ほど御説明も申し上げたんですけれども、この単価設定が実際のポスターをお作りになる場合の単価と、かなり高い設定にはなっているのではないかなと思いますので、基本的には予算は何とか足りるという見込みは、持っているところでございます。それにプラスして、これあくまでも申請式でございまして、立候補者の方々がもしこれはもう必要ないということであれば、予算は使わずに済むという部分もございまして、付け加えさせていただきます。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第14、議案第17号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第14、議案第17号、由布市川西児童体育館条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。9番、太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 議案第17号です。川西の児童体育館を廃止して解体をするということでございますけれども、かなり経年劣化もしておりまして、地震の被害も出て、使える状態ではないというのは理解しておりまして、解体後、何か活用方法が考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。お答えします。

解体につきましては、令和7年度から令和9年度にかけての公共施設個別計画の計画に基づいて、解体を行うものであります。解体後については、体育施設としての活用方法は考えておりません。現在、由布市川西児童体育館内に設置されている施設内には畜産関係の施設がありまして、関係課に確認しましたところ、現在もその施設を使用しているということでありまして、今後、敷地の管理等がありますので、当課としては移管を前提に関係課と協議していきます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） では、解体後は一般財産になるということの理解でよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） スポーツ振興課長です。お答えします。

現在は行政財産として、スポーツ振興課が管理しております。用途廃止をもって通常普通財産に移管するようになるのですが、今回は先ほど申しましたように、同敷地内にまだ畜産関係の施設が残っておりますので、更地にならないと普通財産というふうにはなりませんので、まずは畜産関係の施設を管理している担当課と協議してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 当面、その畜産関係、品評会であるとか、そういったものに対してまだ使用するというので理解してよろしいですか。

○議長（甲斐 裕一君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（坂本 猛芳君） そのとおりというふうに認識をしております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

日程第15. 議案第18号

日程第16. 議案第19号

日程第17. 議案第20号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第15、議案第18号、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてから、日程第17、議案第20号、由布市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

---

日程第18. 議案第21号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第18、議案第21号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 質問に入ります。市長等三役の給料6か月分3%減額する、その総額をお伺いします。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

減額の総額は、三役分に関しましてはこの6か月が36万7,380円となっています。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 由布市の財政を鑑みてということの減額なんですけど、22号でも聞こうと思うんですが、昨今の物価高騰のあおりは市長等三役は受けないんでしょうか。できればこういうので、しっかりと由布市でお買物をさせていただいて、世間にお金が回るほうが私はいいのではないかと思うんですけども、その点、お聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） お答えいたします。

あおりを受けるか受けないかというよりは、受けると思います。しかしそういった観点ではな

く、予算編成上、通常であれば基金の取り崩しによって予算を編成するということが、かなり苦しいという状況がございます。そこを鑑みたときに、トップたるものがどういう姿勢を示すかというところがすごく大きくて、1%だ、3%だということではなく、そういったことを我々職員に対してもそういう旗印を挙げていただくということが、我々にとっても意識を高めると言いますか、強く持つという部分ではすごく大きなものだと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 次の議案でも同じような質問しますので、お願いいたします。総務課長が言われたように、私は企業に勤めていますし、企業をしていましたので言うんですが、企業のトップが自ら給料をカットして会社の運営をしていくということは、私はそうだろうと思いますので、21号に関しては、私はせっかく働いているのですから、満額もらってもいいんじゃないのかなと思いますので、22号もありますので、これで終わりたいと思います。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19. 議案第22号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第19、議案第22号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。3番、高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 職員給与6か月分、給与1%減額する総額をお伺いします。それと物価高騰のあおりを受けないのか、教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

減額の総額でございますけれども、半年間でおよそですが、850万円の減額、総額となります。

先ほどと同様ですけれども、物価高騰のあおりは生活する以上受けていく状況はあろうかと思えます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 先ほどの答弁の中で、市長等の三役が自ら減額するということがよく分かります。私も企業の社長をしていたときには、そういうようなことをしていました。現に今もしています。

ですが、職員さんに関しては、物価高騰のあおりを受けているということは間違いありませんし、仕事をしっかりとやっているんです。やっていない人はいないと思います。やっている仕事に対しての対価をしっかりと払うべきものが、やはり行政のトップであつたり、こちらに執行部

として座られている課長級の皆様方は、俺はいいんやって言えばそれはそうなんでしょうけれども、できれば普通に働いている一般職員の皆さん等も一律に1%下げるといところで、どのような職員間で話合いがあったのか、それはもう幹部級だけでしちよっくりいやという話があったのか、その点もお聞かせ願いますか。

○議長（甲斐 裕一君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（古長 誠之君） 総務課長です。お答えいたします。

この減額措置は、もう数年来ずっと続いてきているものでございます。その過程の中では、管理職だけは3%、2%、そういう差があった時期もございますが、その議論があったかというとなかなか難しい話であったんですけれども、1%減額するということが、先ほど議員さんも御指摘のように、今の経済情勢といところの中で、給料減額するというのはちょっと反比例ではないですけれども、逆行している部分も確かにございますし、職員のモチベーションという部分も考えたときに、どうなんだろうといところがございましたけれども。

先ほども、結局触れるんですけれども、やっぱり市の財政に対して、職員も何らかの、仕事対価としてちゃんともらうというのは当然あるんですけれども、財政状況の厳しさに対して、自分たちも身をもってしてそこに、自分たちも仕事はしているんですけども、協力をしているというところも、数字をもってしてでも知らしめて、市民の信頼、それからそういったことに応えたいという思いでありますので、御理解を頂ければなというふうに思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 職員の皆さん、ありがとうございます。先に言った上で質問しますが、一応今回の議案としては、半年間、6か月ということなので、半年後にまた話が出るのか、出ないのかといところは今のところ分かりません。今から議案を通しての話になりますので、できれば半年は、何年も続いている話だと思っんです、これって。新規採用でされた職員さんというの、最初からカットされた給料でずっといつ上がるんだらうという話にもなってくると思っんですけれども、級が上がれば、基本的なものが上がるので上がっていくといところで、でもしたことに對しても最初から引かれてくるということ、この6か月で区切りをするのであれば、いま一度、しっかりと財政難であるのであれば、税収が上がるような、由布市の皆さんが快く納税ができるような体制を作っていくような話合いをしていただけるとありがたいと思っんですので、ひとまず由布市の職員の皆さんが頑張ってくれているということが、今議案質疑で分かりましたので、ありがとうございます。回答はいいです。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

## 日程第20. 議案第23号

日程第21. 議案第24号

日程第22. 議案第25号

日程第23. 議案第26号

日程第24. 議案第27号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第20、議案第23号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第24、議案第27号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

日程第25. 議案第28号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第25、議案第28号、由布市市営住宅条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 議案第28号、由布市市営住宅条例の一部改正についてですけども、5つの住宅が全部廃止ということなので、今後もずっと必要がないというような解釈でよろしいでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。今回の6か所につきましては、市営住宅としては廃止する予定でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 今、庄内の人口少ないからですけども、もし増えたときには再開するということも考えがあるかないか。

○議長（甲斐 裕一君） 建設課長。

○建設課長（衛藤 武君） 建設課長です。お答えします。

確かに、先般の一般質問等でも市営住宅を使って住民を増やしたほうがいいのかというような御意見も頂いております。しかしながら、この6か所につきましては、住宅に至るまでの道等が狭小だったりとか、その他にも諸条件があまり良くなって、公営の住宅を新築したりするには若干不向きな土地というふうに解釈しておりますので、今回廃止というふうな形で上程させていただいております。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

## 日程第26、議案第29号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第26、議案第29号、由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。9番、太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 議案第29号でございますけれども、今議案で帰属される予定の都市公園を含め、今、公園数は一体どのぐらいになるのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長心得（伊藤 学君） 都市景観推進課長でございます。現在の都市公園の設置数でございます。市内の都市公園の数は現在39か所ございまして、今回の追加の公園5か所を議決いただければ、計44か所になっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 今議案が通れば44か所ということで、この都市公園というのは、基本的には市のほうが管理をするというふうなことの解釈でよろしいでしょうか。もしくは、市が管理しながら受益者といいますか。これ宅地開発で義務付けられている都市公園だと思いますので、そこに住まわれる方の受益者負担といいますか、義務みたいなものは設定されているのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 都市景観推進課長。

○都市景観推進課長心得（伊藤 学君） 都市景観推進課長です。お答えいたします。

都市公園につきましては、都市公園法の中に維持管理につきましては市のほうが、その地方公共団体が行うというふうに規定されておりますので、基本的に維持管理は市のほうで行うという形になります。管理といいますのは、基本的には市の公園で起こった事故ですとか、通常の日常の管理、草刈り等の管理、それを全部含んでいるというふうに解釈でございます。

ただし、やはりお使いになっていただいている自治区や班などにおきまして、自主的にその日常管理を行っていただいているというところがございます。いろいろな理由によってできないところ、できるところがございますので、今後、そういうところの方向性も踏まえて、私どものほうも今整理をしているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 基本的に市が管理をするというのは理解するんですけれども、やはり受益者の方ももう少し協力をお願いするという部分も含めて、何らかの方法があると思いますので、これは十分検討していただきたいということをお願い申し上げます。答弁結構です。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第30号

日程第28. 議案第31号

日程第29. 議案第32号

日程第30. 議案第33号

日程第31. 議案第34号

日程第32. 議案第35号

日程第33. 議案第36号

日程第34. 議案第37号

日程第35. 議案第38号

日程第36. 議案第39号

日程第37. 議案第40号

日程第38. 議案第41号

日程第39. 議案第42号

日程第40. 議案第43号

日程第41. 議案第44号

日程第42. 議案第45号

日程第43. 議案第46号

日程第44. 議案第47号

日程第45. 議案第48号

日程第46. 議案第49号

日程第47. 議案第50号

日程第48. 議案第51号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第27、議案第30号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてから、日程第48、議案第51号、公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議についてまでは、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は11時5分といたします。

午前10時53分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

.....

## 日程第49. 議案第52号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第49、議案第52号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

歳入について質疑の通告がありますので、通告順で順次発言を許します。10番、加藤幸雄君、2項目続けてお願いします。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 議案第52号、令和6年度由布市一般会計補正予算、1ページ目の入湯税、法人事業税交付金等がかなり多くなっておりまして、由布市も景気がよくなってきたのかなという、税に関しては言えますけど、一般市民にはあまり感じませんけども、その辺のところはどうなんでしょうか。税が増えていることには間違いないと思うんですけど、その増え方について。

○議長（甲斐 裕一君） 2項目をお願いします。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 25ページ、有価証券の売払収入についてですけども、売払するのが一番微妙な時期だと思うんですけど、今の時期がベストなのかどうか。難しい選択とは思いますが、その辺についてお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。私のほうからは、まず、入湯税の部分について御説明をいたします。

9月の補正で、まず、超過課税の部分を補正をいたしました。今回補正をしておりますのが、宿泊料4,000円以下の部分と日帰り客の方から徴収する入湯税の料金の部分、その部分もやはり多くなっているということで、全体を見直して、その部分も含めて補正をするものでございます。議員も御存じと思いますが、入湯税というのは目的税でございまして、使用や用途が限られております。まず、景気がよくなっているのか一般市民にはあまり感じないというところには、ちょっと出にくいかと思えます。御質問されました伸びているところで回答いたしますと、まだ年度の途中ではありますが、現在、宿泊の方から頂く入湯税の伸び率としましては、前年度比で約93%、年度の途中なんですけども、ほぼ93%までいっております。日帰り客の方でいきますと96%という伸び率になってございまして、今現在、途中の入湯税の金額としましては、前年よりも114%もう既に、今現在、増えているところになっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをします。

法人事業税交付金についてお答えをいたします。

法人事業税交付金は、大分県が法人事業税の収入に7.7%を乗じた額を市町村に対し従業員で案分して交付される交付金という形になります。令和7年1月24日に大分県から発出された

通知によりまして、今年度の交付見込み額により補正をしている次第になります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 会計管理者。

○会計管理者（二宮 啓幸君） 会計管理者です。有価証券の売払収入についてお答えいたします。

この有価証券は、由布市が基金の運用で保有する国債のことを指しています。今年度の運用につきまして、新たな基金の持ち出しをすることなく、今、持っている保有する国債、今、額面30億円の国債を保有しております。このうち24億円分につきましては、令和2年から4年にかけて、非常に利率の低かった時期ですね。マイナス金利等があった時期に購入したものでありますので、非常に国債は固定利率ですけれども、利率が低かったものであります。今回これを売買取引で、償還期限は少し長くなりますけれども、30年国債のほうに入替えを行いまして、同額面で入替えを行って、今後、長期的に毎年受け込む利息収入の増額を確保したということでございます。

議員のおっしゃられる時期がベストだったかということにつきましては、今年度に入りましてから金利あるいは市場の動向等を注視しながら、いいタイミングを見てきました。結果としましては、適切なタイミングで実行することができたのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 入湯税の関係を含めて、観光客がもうわんさかわんさか来ている部分は大変よく分かります。ただ、一般市民に対しては、そんなに景気がよくなったというのがよく分からないものですから、お客さんが多く来れば、関連した事業所とか、それに付随した方が少しずつは感じてくるのかなというふうに思っております。法人税につきましても、やはり企業は、でも、景気のいいのはやっぱり大企業だけじゃないかなという気がするんで、それで国のほうにお金が入ってくれば、国から県、県から市のほうにまた割り振りが来るんだろうと思いますけども、やはりもう少し市民に分かりやすい、景気がよくなった分が分かってくればいいなという感じがしますので、市のほうとしても、そういうところは十分にやっていただければいいかなと。

それから、有価証券に関してですけれども、トランプさんが一言言うたびに円が上がったり下がったり、株価が上がったり下がったりする今の現状で、国内としても金利を上げる時期をいつにしようとかいう問題があるので、買う時期と売る時期というの、会計管理者、関係課長も大変難しいかと思うんですけどね。市民のお金を使ってやる以上は、やはり収入が少しでも多くなる方法を選ばなきゃいけないかなと思うので、その辺のところをもう一回お聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 会計管理者。

○会計管理者（二宮 啓幸君） お答えいたします。

今、言われたように、金利、今、短期的には上昇傾向にあらうかと思ひます。また中期的には、これはまたさっきおっしゃられたやうないろんな要素がありますので、なかなか基調的には上昇だらうと思ひますけれども、いつどの時点でどういふやうに動くかが分からない状態であらうかと思ひます。

基金の運用、今、国債を由布市のほうは、主な多額の運用を行つております。国債につきましては、日本国内におきましては最も信用ができる安全なものだと思つておりますので、基本的には、償還期限まで保有するという前提で安全が担保されているものだと思つておりますので、今の運用方法は安全なものだと思つております。

ただ、先ほど少し触れましたけれども、基金の状況は必ずしも潤沢なものである状況ではありませんので、今後の運用につきましては、さらに出資をして運用していくというのはなかなか難しい局面でもあらうかと思ひますので、今後、基金状況をよく見ながら、国債以外の地方債とかも含めて、あまり長期なものではなくて、短期で利息を受け込めるやうなものを考えていくのがいいんではなからうかというやうに思つております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 30年の国債は、何か新聞なんかの情報によると、買い手が少ないという情報がありましたし、やはり今の、それこそアメリカのトランプさんの発言一つで変わる部分と、国内の金利をいつ上げるかということが重なつていますので、やはり十分注意しながら、少しでも多く収益が上がる形で考えていただければというやうに思ひます。答弁いいです。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、歳出について質疑の通告がありますので、款別に通告順で順次発言を許します。

初めに、2款総務費について、まず、2番、志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） ページで、34ページから35ページでございます。2款1項6目、区分6みらいふるさと寄附金推進事業費2億3,000万円に対しまして、12節委託料1億4,001万円、24節積立金は9,000万円で、ここに出ております数字を単純に割り返しますと、委託料の割合が約61%となつておるやうにあります。国からは返礼品を含むかかる経費を50%以下に抑えるやう指導があつておると思ひますが、その国の指導との関係をお伺いするとともに、この委託料1億4,000万円の内訳を、大きなところで結構ですので教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） 財源改革推進課長です。お答えいたします。

みらいふるさと寄附金推進事業での補助額、委託料の割合と内訳についての御質問ですが、まず、制度上、通年分としてかかる経費が50%となつております。ですので、補正額での経費割

合での調整ということにはなっておりません。

次に、委託料の補正額1億4,000万円の内訳ですが、返礼品の代金が約30%、6,900万円、掲載料、業務委託料また配送料等が約20%、4,600万円、今後の見込みによる経費として2,500万円となっております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 通年での経費の割合が、通年で50%以下になればよいという、今、御答弁でありますので、今年度の決算また来年度の予算の状況をちょっと注視をしていきたいと思っております。この委託先はどこ。業者、名前を言われます、委託先の業者。例えば、楽天とかあるじゃないですか。

○議長（甲斐 裕一君） 財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（佐藤 雄三君） お答えいたします。

由布市が中間事業者として契約している業者としては、大きなところでJTBがございます。ほか、先ほど申されました楽天等、サイト等の掲載、十数社あるんですけども、個々で契約のほうをしております。そういう部分の掲載料であったり、業務委託料の部分の経費が入っております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 例えば、2億3,000万円の10%で2,300万円ですよ。もう分かりきったことなんですけど、やはりこの委託料経費を極力抑えることが、由布市民の財源になっていくと思うんです。国東市では、御案内のとおり、委託じゃなくて職員で全てやっておるということで、私が知る限り令和5年度においても四十四、五%だったかな、割合がですね。そのときに由布市は48%ぐらい、50%を大きく切っておったんで記憶しているんですが、極力この委託経費を下げるのが積立金にも回っていくし、いろんな財源を活用できるということになると思いますので、やはり皆さん努力されて、できるだけこの経費を、物価高騰で返礼品の価格等も上がっているから、当然この経費も上がってきているのかなというふうにも私も思ったわけなんですけど、それにしても極力そうした経費を、10億円というあれに対して経費を極力下げるように、今後とも努力していただくようにしてください。答弁は結構です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、17番、佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 議案第52号、ページ数35ページ、2款1項6目、5節、地域おこし協力隊事業のマイナス112万6,000円のマイナス理由をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

減額の主な理由といたしまして、昨年度途中で1名の隊員の退職がございまして、その退職に

伴って、不用となった予算額を減額するものでございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 佐藤孝昭君。

○議員（17番 佐藤 孝昭君） 年度途中で辞められたということですが、地域おこし協力隊の部分につきましては、目的があつて入れられているというふうに思いますが、その目的がかなわなかったのか危惧するところであるんですけども、主にこの方は何を行っていたのか教えていただきたいのと、あとは、マッチングという形で入られていると思います。そのマッチングのことがうまくいかなかったのか、マッチングをさせて、その後のフォローが足りなかったのかお教えください。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えをいたします。

何をされていたかにつきましては、当課でU I J ターン等を含めて移住支援のほうに関わっていただいております。また、マッチング等、フォロー等に関しましてですが、私ども理解をしていますのは自己都合ということで、任期途中ではございますが、自己都合であるというふうに理解しております。退職理由等詳細につきましては、個人情報でございますので、それについては申し上げることができません。御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 議案第52号です。ページ35ページの2款1項6目、区分8、18節です。負補交の減額2,731万円です。これは由布市に住みたい事業ですが、移住支援金、それから移住応援給付金、空き家バンク登録と家財処分費用の補助金、空き家バンク登録物件改修費用補助金、それと由布市移住促進事業補助金、これらの全てを合わせた減額ですが、何回か補正を組みながらやっているんですけど、これらの今年度の実質の予算、そして、それに対する実績、今回のこの2,311万円も想像より見込みが甘かったのかなというふうには思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えをいたします。

御指摘いただきましたとおり、年度内の実績の見込みにあくまでもよるものでございます。ですから、正確には3月末日までの動きをもって決算での御報告となろうかと思いますが、相対でまずお答えをさせていただきますが、結果として、補正後の総事業費につきましては、昨年度よりも減少はしているんですけども、移住施策全体に係る移住者数の年度末見込みにつきましては、昨年度末205人でしたが、それ以上、それ同等か以上、上回るものと予測しております。それぞれ個別に若干事情ございますが、今回の最もこの段階での減額といたしますか、もともとその見込みを年度当初に立てて、前年並みか、もしくは、それ以上移住に来ていただいた

いということで予算化をしておりますが、これら県を通じて補助金を頂いております、県の補助金の精算スケジュールといいますか、ちょっと前倒しになっておまして、現時点で不確定な要素、要は、移住しますということで相談をいただいている方でなく、ふわっといただいている方とかは、年度末、結局予算残として残ってしまいますので、それらの要素を整理をしているというふうにお考えいただきたいと思います。ですから、実質の移住者数は前年以上になるうかと我々としては見込んでおるところでございます。確かに、すいません、空き家バンクについては、登録物件が減ると、やっぱり減ってくる傾向にございますので、その点につきましては課題感を持っているところでございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） この質問するとき、恐らく決算を待ったほうがいいのかなと思ったんですけど、このような減額が出ていましたので、どうなっているのかなと思いました。過疎の周辺地域行きますと、やっぱりこういう取組も、今、していますので、そういったところ、なるべく多くの方に入ってもらいたいというふうには思っております。見込みだし、誰が入ってくるかも分からないんですけど、なるべく移住者をたくさんあれして、皆さんの質問の中にもありますように、農業とか、いろんところでこういう人たちの手を借りればいいのかと思っておられますので、今後の動向を見てみたい。それと、今回の予算も5,200万円くらい出ますので、その辺も注視しながらいきたいと思いますけど、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、5番、吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） 2款1項6目、区分3です。市民提案型連携協働事業、こちらについての減額の理由、これをお示してください。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えをいたします。

減額の理由といたしまして、提案事業者、令和5年度で採択されました湯平藝文會、令和6年度採択でございますイオン九州様、2つの事業者の事業の進捗状況に鑑みまして、年度末の実績見込みに応じて減額をしているものでございます。不足がないように若干事業の1,000万円の範囲内で見えておりますが、我々しっかりこれら事業者の方等サポートして、管理というのは失礼ですけれども、適切にやり取りをしておまして、ほぼ計画どおりに進んでいるものと認識をしております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） 今議会の市長の施政方針でも、この事業に対しては、相談体制や制度内容の充実を図るといふような指示が出ております。この点については、今、担当課としてはどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） お答えをいたします。

財務等補助金のことに関しましては、主に当課で行っておりますが、例えば、湯平藝文會でございましたら、湯布院振興局が現地でのサポートをしながら、御本人のサポートももちろんしておりますし、財務面等そういった手続に関しては、我々のほうで行っております。今後もそういう体制を庁内で議論しておりまして、庁内でその分野に対応する所属の部署がサポートをしていくということで、我々共通認識を持って対応しております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） この事業は、始まったばかりの事業だと私も認識しておりますので、そういったことも含めて、課を横の連携を基にやっていただきたいなと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、4款衛生費について、まず、2番、志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） ページで、64から65ページです。4款1項5目、区分1、合併処理浄化槽設置推進事業で、18節、負補交3,473万4,000円の減額補正をされておりますが、3,400万円、かなり大きな額になります。この減額補正の理由を教えてください。また、これはオーソドックスで結構ですので、減額した件数とその単価ですね。例えば、新設による設置件数で減額されたものが何件あって、その単価が幾らなのか。また、更新による減額された件数が何件で、その単価が幾らであったかということをちょっとお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。お答えいたします。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額理由につきましては、当初の見込みよりも申請件数が少なかったことによります減額をお願いするものでございます。今年度、令和6年度の新設は、現在70件程度と見込んでおります。平均単価は11万2,000円、設置替え、先ほどの更新ということになりますけども、それは66件で、平均単価は81万3,000円となっております。この平均単価は、それぞれ設置していただいた方に、その総額を件数で割って出しております。当初の見込みより、新設、あと、設置替えとも見込みより30件ほど少なかったことによりまして、減額のほうをお願いすることとしております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 減額ですから、やっぱり申請件数が少なかった、それが一番大きな原因。それはもう私も分かるわけですけど、ただ、今、せんだっての一般質問の中でも質問されておりましたが、挾間の古野、北方、下市を中心として物すごく新築一戸建て住宅が急増しているわけなんですね。そうした住宅の新設の申請は、ここに反映されていないですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えいたします。

新築につきましては、合併浄化槽の設置が義務となっておりますので、この補助金は皆さんお使いいただけます。新築の場合は、それぞれ世帯に何人槽といった人数ですね。新築の場合、5人槽が11万円、7人槽で13万8,000円という単価で皆さん補助を受けております。新築につきましては、令和5年度が107件、令和4年度が95件など、ちょっと今年、令和6年度は、今、70件程度なんですけども、ちょっとブレーキがかかっている状況かと思います。金額ベースで先ほど申しました3,400万円の減額については、設置替えのほうですね。単独浄化槽であったり、くみ取りからの変更のほうが単価が大変高くなっております。その設置替えのほうで、こちら昨年、令和5年度は102基でしたので、そこから見ても36件ほど減っておりますので、基本的には、この計画を令和7年度まで目標値を持って進めておりますので、予算的には今回ちょっと減ってしまったんですけども、実際のところは、市の生活排水の処理率を上げていきたいということで、その計画に基づきました基数として100基程度考えておりますので、今年はちょっとそういう状況で若干、3割ほど減ってしまったような状況でございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、9番、太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 先ほどの志賀議員と同じところでございます。大体減額理由は分かりましたけれども、一つ確認させていただきたいのは、これ、当初予算の金額から減額ですかね、それとも、補正で少し組まれたものではなかったかなと思うんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えいたします。

当初からだけでございます。補正はしていなくて、当初からの減額でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、5番、吉村益則君。

○議員（5番 吉村 益則君） 合併浄化槽についての設置推進事業ということになっております。推進事業となっているけれども、先ほどの説明の中で、見込みが少し減ったということですよ。その中で鑑みますと、設置替えですね、先ほど出ました設置替え。古いものから新しいものに変えるということだと思っておりますが、その辺についての市からの案内といいますか、アピール、その辺はどういうふうなことを行っているのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） お答えいたします。

設置替えが、いわゆるくみ取り式ですね、以前あった。あとは、単独浄化槽ということで、トイレだけの浄化槽。その2つが設置替えということで、この補助金が受けれるようになっております。市報でこのことをPRさせていただいておるんですけども、これまではかなり予算満額、

年によって、年というか、数年前にはかなり多くこちらのほうを利用されている方がいらっしやったものですから、その辺でPRはやっていたんですけども、今年は例年に比べてちょっと少なかったというような状況でございます。今後、設置替えにつきましては、自己負担も、自費もかなり伴うものですから、その辺はこの制度をよりPRして、使っていただけたらと思うんですけども、実際のところ徐々にもう進んで、あと、家のほうも古くなって、くみ取り式のところとかもかなり減ってきているのかなというふうにもちょっと感じているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、6款農林水産業費について、まず、10番、加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 75ページ、未整備森林事業ですが、960万円減額になった理由を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） 農林整備課長です。未整備森林事業の委託料の減額になった理由につきましては、まず、草刈り業務といたしまして201万円減額。これは、林道の草刈り業務が当初事業計画範囲から事業実施範囲が減少したためとなって、減額をお願いするものでございます。

続きまして、森林整備調査業務といたしまして、699万4,000円を減額いたします。この分につきましては、間伐を実施する前の測量業務で、事業予定箇所の林地において、関係者の同意が得られなかったことにより事業が行われなかったために減額するものでございます。

次に、林道台帳作成業務77万2,000円の減額については、入札残に伴う減額でございます。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 森林整備調査業務700万円近くの減額になっているんですけど、人がいないというものは分らんこともないんですけど、今、山がかなり荒れているんで、やはりこういう調査してもらわないと、災害に関係してくるんですよ。ですから、やはりこういうのはどこからでも人をちょっと集めてでもやらないと、災害の元になるんで、その辺のところはどういう考えですか。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） お答えいたします。

災害が発生しやすい、人が入ってない森林を整備するための測量なんですけども、今回、その共有地の中で、搬出の間伐にするか、切り捨て間伐にするかの共有地の方の協議が整わなかったためにできなかったということで、減額することとなっております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） この未整備のところでどこまでいくのかちょっと分からないんですけど、間伐していないところとか見たら、山見れば大体分かるんじゃないかと思うんですよ。木が育っている、育っていないとかですね。だから、遠くを見て、目視である程度はもう分かるかなと思う部分があるんですけど、それは現地行かないと、またかなり違うと思うんですけどね。その辺のところを含めて、やっぱりそういう専門ちゅうかな。ぽっと見たら、ここは未整備だなとか分かるようなところを選んだほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） お答えいたします。

もう既に林地のほうは、未整備森林の候補地として選んでおります。具体的に言いますと、今回、湯布院の川上地区の254林班、これを間伐する前の測量をしようとして予算を組んでいたんですけども、その共有地の方が皆さんの合意が得られなかったということで、事業が実施できないための減額でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、2番、志賀輝和君、4項目続けてお願いします。

○議員（2番 志賀 輝和君） ページで70、71ページ。まず、6款1項3目、区分2、就農支援事業、18節負補交の新規就農者支援事業補助金1,188万6,000円、新規就農者負担軽減対策事業助金502万2,000円の減額補正の理由を教えてください。

ページ、72から73ページです。6款1項4目、区分2、畜産経営支援事業、18節負補交、畜産生産振興対策事業補助金1,968万円と、大分豊後牛生産対策事業費補助金336万円、6款1項4目、区分3、物価高騰対策事業、18節負補交、小規模農家育成対策事業400万円、それぞれ減額されておりますが、農業、畜産、特にしっかりと腰を据えてかからなければいけないのに、大きな減額補正となっておりますが、その理由を教えてください。

74ページから75ページです。6款2項1目、区分2、鳥獣被害対策事業、18節負補交、有害鳥獣捕獲事業補助金1,250万3,000円、これは増額補正となっておりますが、この増額補正、理由は当然捕獲した数が多くなったということでしょうけど、詳細についてお聞きします。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。お答えいたします。

まず、新規就農者支援事業補助金の1,188万6,000円の減額ですが、主に独立営農を始めた新規就農者に対して、1人当たり年間150万円を支援する事業並びに、新規就農者が機械設備を導入するために支援する事業でございます。当初予算では、令和6年度に新しく就農する予定の5名の方を予定を見込んでおりましたが、実際に就農した方が2名というふうな結果になりました。また、機械設備を導入するための給付事業につきましては、令和6年度は申請者が現

れなかったための減額補正とするものです。

次に、新規就農者負担軽減対策事業補助金の502万2,000円の減額ですが、当該事業は、収入保険の対象外となる新規就農者の経営安定を図るために補助金を交付する事業でございます。当初8名の方に支給することを見込んでおりましたが、そのうち、農業共済等の収入保険の対象となった方が5名、所得制限を超えた方が1名、計6名が対象外となったための減額補正でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） 農林整備課長です。75ページの鳥獣被害対策事業、負補交の1,205万3,000円の増額理由でございますけども、当初時点で捕獲数のほうを見込みが2,528頭に対しまして、捕獲実績が4,139頭となったために、実績に伴う捕獲報奨金の増額をお願いするものでございます。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 大変すいませんでした。農政課です。畜産のほうにつきまして答弁漏れておりましたので、付け加えさせていただきます。

畜産振興対策事業補助金の1,968万円の減額ですが、新規就農者に対し、畜舎等の建設や繁殖雌牛の導入に伴う経費への補助事業ですが、昨今の物価高騰や子牛市場下落による先行不透明から事業実施予定者が事業を取りやめたため、減額補正をするものでございます。

次に、大分豊後牛生産対策事業費補助金の336万円の減額についてですが、過去2年間を比較して増頭している農家に対し、1頭当たり10万5,000円を交付する事業でございます。当初では40頭を見込んでおりましたが、実際8頭の増頭ということになりましたので、32頭分の減額を行うものでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 小規模農家育成対策事業で400万円の減額がされておりますが、これの理由は、ちょっと今、私、漏らしたんですか。これの説明がありましたか。400万円、小規模対策。小規模農家育成対策事業400万円減額がされておりますが、これの説明は今ありました。これも……。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 大変すいません。小規模農家育成対策事業400万円につきましては、当該事業は、20頭未満の小規模農家を対象に、規模拡大のための蓄舎建設に対して、補助率3分の1で、1件200万円を上限とする補助事業でございます。当初では3件の予定があり、600万円の予算を計上していましたが、この事業におきましても、物価高騰や子牛市場の下落により、事業予定者の2名が事業を取りやめたための減額でございます。以上です。大変すいま

せんでした。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 1回は何項目も質問したからですね。

ちょっとお伺いしますが、鳥獣害被害対策事業で4,139頭の捕獲頭数があったという、今、御答弁いただいたんですが、このうちのイノシシは何頭ですか。あと、イノシシと鹿。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） お答えいたします。

4,139頭のうち、イノシシが1,694、鹿が2,104、それと、小動物としてタヌキ、アナグマ、アライグマ等が340頭、そしてあと、猿が1頭となっております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 志賀輝和君。

○議員（2番 志賀 輝和君） 減額補正の理由は大体分かりました。この鳥獣害対策事業、一般質問でも皆さんされておりますが、イノシシを1頭捕獲して申請すると、1頭当たり4,000円ですかね。補助金は幾らもらえるのですか。私の知人が、捕獲わなでもって、今までその地域の中での捕獲をされてきた人がおるわけなんですけど、その人曰く、今の市から頂ける捕獲に対する補助金では、もうばからしくてやっていけないちゅうんですよ。イノシシあたりは、やっぱりわなに入ったら、物すごい勢いで暴れて壊すことも多々あると。もう1頭補助金をもらうたびに、わなを壊されたら、とても合わないから、もう私、せんのんやというような声も聞かれますが、やっぱりこれだけ鳥獣害の被害が由布市においても、まあ全国的どこでもそうなんでしょうけど、問題になっている中で、そうした今、一生懸命捕獲をしながら地域のために頑張っている人からそういう声が出ないような対策は取れないもんでしょうか。お伺いします。

○議長（甲斐 裕一君） 農林整備課長。

○農林整備課長（一野 英実君） お答えいたします。

今、言われていた4,000円は、猟期内のときが4,000円になります。それ以外のときは1万円になります。その1万円のときは、国庫等、県費等が補助金として出ますけども、猟期内は特に国、県から出ておりません。そうしたことから、各市町村の市から要望として、ある程度市長会等で県にお願いして、国にもお願いできないかということで、状況としては各市町村つかんでおりまして、その問題については提起はしております。ただ、なかなかまだ解決はされていないところで、国のほうがどちらかという鹿のほうの対策にお金を振り分けている点もございまして、ですので、イノシシの猟期内のこの増額については、かなり皆さん注目しておりますので、今後の動向を見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） ページは71ページの6款1項3目、区分2の18節です。今、志賀さんと同じなのですが、これの負補交の減額の1,690万円です。この内容は分かりました。申請者が少なかったということですが、その原因があるのかなと思います。相談に来る人はこれ以上いて、そのときの適切な農地が不足していたり、また、品目に対する希望者などがないのか、その条件に合わないのか、そしてまた、啓発をどういうふうに行っているか。新規就農者にとっては非常にありがたい制度だと思いますので、その辺りをお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。お答えいたします。

新規就農者支援事業補助金及び新規就農者負担軽減対策事業補助金の金額につきましては、先ほども言いましたように、対象者の減が主な理由でございます。議員のおっしゃられました農地の不足ということにつきましては、農地の不足により新規就農を断念したという事例は、今のところございません。

あと、啓発に関しましてですが、東京、大阪、福岡、大分市で開催される就農フェアに参加し、推進物であります梨、イチゴ、白ネギを中心にファーマーズスクールで技術を磨くことができることや、イチゴ、白ネギに関しては、市が管理するスタートアップファームで3年間営農することができるなどの支援制度があることを御紹介をして宣伝をさせていただいていますし、パンフレットの作成や市のホームページに掲載するなど、多くの方々に周知を図っているところでございます。今後も就農フェアや個別相談におきまして、様々な支援制度が整っていることを宣伝し、新規就農者の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案第52号の質疑を終わります。

---

#### 日程第50. 議案第53号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第50、議案第53号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第51. 議案第54号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第51、議案第54号、令和6年度由布市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。4番、坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 介護サービス等の諸費が4,669万3,000円減額になっております。この理由をもし分かれば教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。お答えいたします。

令和6年4月に介護報酬改定で、居宅サービス費の単価が増加することが見込まれておりました。しかしながら、令和6年度当初予算編成時には報酬額が確定していないため、過去3年間で実績値の一番高い数値を試算し、増額する見込みで上げました。その結果、実際には想定したほどの給付費の増額に至らず、今回減額となりました。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 坂本光広君。

○議員（4番 坂本 光広君） 分かりました。ありがとうございます。これに関しては、これだけ減るといことは何かあったのかなというのはあったんですけど、もう一つは、例えば、サロンとかを増やしたおかげで減ったとか、そういう理由があれば、ぜひこれからもう少しそういうところに力を入れることによって、この費用が減ればと思ったんですけど、ちょっとそういうところではないというところに出ているんですけども、実際のところ、こういう費用自体は減らしていくほうがいい。そのための、例えば、サービスが落として減らすのではなくて、予防をどれだけできるかというところに注目して、いろんなほかの課と連携をして、しっかり健康年齢が延びるようなことをやっていただければと思います。あとは結構です。

---

#### 日程第52. 議案第55号

#### 日程第53. 議案第56号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第52、議案第55号、令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び日程第53、議案第56号、令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）は、質疑の通告はありませんので、これで質疑を終わります。

---

#### 日程第54. 議案第57号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第54、議案第57号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。10番、加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 議案第57号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算。入札に伴う減の額がちょっと大き過ぎる感じがするんですけど、どういうことでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。お答えいたします。

まず、当初予算作成する時点で、概算計上を行っております。また、発注するために精査して、その時点で当初予算との変更をしております。今回、委託料や工事請負費において多額の減額補正をしておるところですが、入札において下がるものもございますし、また、入札に限らず、設

計変更や施工状況、他の事業との進捗状況により、最終的に本年度の不用となる額を、今回、減額補正として挙げさせていただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 加藤幸雄君。

○議員（10番 加藤 幸雄君） 水道事業は、道路整備とか、そういうのといろいろな兼ね合いが出てくるんで、若干あると思うんですけど、ちょっと大き過ぎるかなというんで、今の内容で大体分かりました。ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

---

日程第55. 議案第58号

日程第56. 議案第59号

日程第57. 議案第60号

日程第58. 議案第61号

日程第59. 議案第62号

日程第60. 議案第63号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第55、議案第58号、令和7年度由布市一般会計予算から、日程第60、議案第63号、令和7年度由布市水道事業会計予算までの当初予算に係る議案質疑は、予算特別委員会にて行います。

それでは、承認第1号の承認1件及び議案第12号から議案第63号までの議案52件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。各委員会での慎重審査をお願いします。

---

○議長（甲斐 裕一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月10日の午前10時から議案第12号及び補正予算に係る委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後0時01分散会

---